

家庭の省エネサポート事業者 募集要領

(趣 旨)

第1 この要領は、「家庭の省エネサポート制度実施要綱」(以下「実施要綱」という。)に基づき、長野県(以下「県」という。)が実施する「家庭の省エネサポート制度」(以下「本制度」という。)において、業務の中で家庭と接する機会に、省エネアドバイスや省エネ診断(以下「省エネアドバイス等」という。)をしていただく「家庭の省エネサポート事業者」(以下「省エネサポート事業者」という。)を募集するに当たり、必要な事項を定める。

(募集要件)

第2 省エネサポート事業者の認定を受けようとする事業者は、次の(1)から(3)の要件を満たす必要がある。

(1) 事業計画書等の提出

次のアからオに掲げる書類を知事に提出すること。

ア 家庭の省エネサポート制度参加申込書(実施要綱様式第1号)

イ 次の(ア)から(カ)に掲げる事項の遵守に係る誓約書(実施要綱で定める様式)

(ア) 法令の遵守等

a 省エネサポート事業者は法令を遵守し、誠実に責務を果たすこと。

b 省エネサポート事業者は、本事業の実施に当たって不明な点や解釈に疑義が生じた場合は、県と協議のうえ、県の指示に従うこと。

c 省エネサポート事業者に認定後、予測できなかった社会情勢の変化、利用者数の多寡等が生じ、本事業の内容や提供方法等に変更が必要な場合は、県と協議のうえ、県の指示に従うこと。

(イ) 省エネアドバイス等に係る安全性の確保

省エネサポート事業者は、省エネアドバイス等の中の様々な事故による省エネアドバイザーの負傷など賠償責任等が生じた場合に対応できるよう、保険への加入を行う等、省エネアドバイス等の安全性を確保するための措置を適宜講じること。

なお、家庭における省エネアドバイス等の際に生じた省エネアドバイザーの負傷や賠償責任等については、省エネサポート事業者が一切の責任を負うこと。

(ウ) 委託の禁止

省エネサポート事業者は、本事業の全部または主要な部分について、第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこと。

(エ) 県及び県地球温暖化防止活動センター実施事業への協力

省エネサポート事業者は、本事業に係る責任者を明確にし、本事業の運営にかかる県との連絡調整等に参加するとともに、県及び県地球温暖化防止活動推進センターが実施する事業を理解し事業運営に協力すること。

(オ) 個人情報の保護

省エネサポート事業者は、個人情報の取扱いには十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。

(カ) 省エネアドバイス等を受診した家庭の安全性の確保

省エネサポート事業者は、省エネアドバイス等の際に生じた不慮の事故による受診者の負傷など賠償責任等が生じた場合に対応できるよう、保険への加入を行う等、安全性を確保するための措置を適宜講じること。

なお、受診者の負傷や賠償責任等については、省エネサポート事業者が一切の責任を負う

こと。

ウ 申込者の事業概要が分かる書類（パンフレット、ホームページの写し等）

エ 次の(ア)から(ウ)に掲げる内容を含む事業計画書（実施要綱で定める様式）

(ア) 省エネアドバイザー等の方法の設定

省エネサポート事業者は、次の事項を踏まえたうえで、省エネアドバイザー等の方法を設定すること。

a 省エネサポート事業者は、省エネ等に関するノウハウを持つとともに、家庭と接する機会（法定点検、反復的な商品配送等により訪問する機会）を有しているエネルギー供給事業者又は電気機械器具の小売事業者であり、その業務基盤を通じた省エネアドバイザー等を行うこと。

b 各家庭と接する機会に、省エネアドバイザー等を行うこと。

＜省エネアドバイザー等の標準的方法＞

・省エネアドバイザー

長野県版省エネワンストップアドバイザーを配布し、省エネ等の提案・助言を実施。

・簡易診断

省エネ等の関心度や家庭での取組に応じて、簡易診断を実施

※ 省エネアドバイザー等の実施方法については、省エネアドバイザー養成研修会（以下「養成研修会」という。）において研修を行う。

※ 養成研修会の内容に基づく方法に加えて、家庭における省エネ等の対策のさらなる推進を目的に実施する取組は妨げない。省エネアドバイザー等において使用する書類・機材（県が提供する配布物を除く。）の用意がある場合は、これについても事業計画書に示すこと。

(イ) 省エネアドバイザーの確保

省エネサポート事業者は、省エネアドバイザーの登録を受けようとする社員等を養成研修会へ派遣するとともに、本事業の目的及び省エネアドバイザーが遵守すべき事項として別に定める「家庭の省エネアドバイザー遵守規程」の周知や、省エネアドバイザーの活動に対して指導・監督を行うこと。

また、省エネサポート事業者は、県内の家庭における省エネ等の取組について広範に普及を促していくため、省エネアドバイザー等を家庭に対して実施できる体制を整備すること。

(ウ) 県民からの問合せ対応等

省エネサポート事業者は、本事業の担当者を置き、県民一般及び省エネアドバイザー等を受けた者からの問合せ等に適切に対応すること。

また、省エネサポート事業者は、県民に対する省エネアドバイザー等の実施件数、県民からの問い合わせや苦情等の記録など、別途通知する期日までに報告すること。

(エ) 省エネアドバイザー等の年間実施規模

省エネサポート事業者は、県内の家庭における省エネ等の取組について広範に普及していくため、省エネアドバイザー等を家庭に対して実施できる体制を整備し、省エネアドバイザー等実施予定件数、アドバイザーの登録予定人数、活動区域等の実施予定規模を示すこと。

オ 次の(ア)及び(イ)に掲げる省エネアドバイザーの登録に係る書類

(ア) 実施要綱第12条第1項の規定による省エネアドバイザー登録申込書及び遵守誓約書

(イ) 省エネアドバイザー登録証用の顔写真データ

縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのカラー写真で、帽子等を身に着けないで撮影した正面上半身のものであること。

また、ファイル形式はjpeg形式とし、ファイル名を当該省エネアドバイザーの氏名とすること。

(2) 事業費の負担

省エネアドバイザーの統括、省エネアドバイザー、研修会等の受講に要する交通費、県民からの受付・問い合わせ対応等、第2の(1)エの(ア)から(エ)に掲げる事項に要する経費は、省エネサポート事業者が負担すること。

ただし、省エネアドバイザーが家庭に訪問し、省エネアドバイザー等を行う際に活用する配布物、養成研修会の開催及び省エネアドバイザー登録証の発行に要する経費は県が負担する。

なお、省エネサポート事業者及び省エネアドバイザーは、省エネアドバイザー等の対価として家庭からの診断料等を徴収することはできない。

(3) その他備えるべき要件

ア 公序良俗に反する事業、政治、宗教を主たる目的とした活動を行っていない。

イ 本事業を行うに足る経理的基礎を有する。

(認定方法)

第3 知事は、第2の(1)の内容について提出を受けたときは、実施要綱第7条第1項の規定により、省エネサポート事業者の認定をし、又はしない旨の決定を行い、申込者に対してその旨の通知を行うこととする。また、省エネサポート事業者の認定を受けた申込者は、本事業の実施にあたり、知事と事業実施協定を締結することとする。

2 知事は、前項における省エネサポート事業者の認定にあたっては、実施要綱第7条第2項の認定基準により評価を行うものとする。

(申込方法)

第4 第2(1)のアからエまでの書類に必要事項を記載し、第2(1)のオと併せて、電子記憶媒体(CD-R等)に保存のうえ、別途通知する期日までに各1部を以下の提出先に電子メール添付、電子申請、郵送又は持参にて提出すること。なお、提出された関係書類は返却しない。

(提出先) 長野県 環境部 ゼロカーボン推進課 省エネルギー係
〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2 (長野県庁6階)
電子メール sho-ene@pref.nagano.lg.jp

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

この要領は、平成30年6月8日から施行する。

この要領は、令和3年4月22日から施行する。

この要領は、令和4年5月18日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

家庭の省エネサポート制度参加申込書

令和 年 月 日

長野県知事 様

所 在 地

（フリガナ）
事業者名

（フリガナ）
代表者氏名

家庭の省エネサポート制度実施要綱第6条の規定に基づき、別添の関係書類を添えて申し込みます。

【担当】

氏名（フリガナ）

所属部署

所 在 地

電 話

F A X

Eメール

誓 約 書

「家庭の省エネサポート制度」に係る省エネサポート事業者募集要領第2(1)イの
(ア)から(カ)の事項について、遵守することを誓約します。

令和 年 月 日

(申込者)

事業者名

代表者氏名

(押印省略)

長野県知事 阿部 守一 様

家庭の省エネサポート事業計画書

事業者名

1 省エネアドバイザー登録予定数について

省エネアドバイザーの登録予定人数	
	人

2 主な活動地域及び年間実施予定件数について (必要に応じて行を追加していただいてもかまいません)

市町村名(または東信・南信・中信・北信・全県)	省エネアドバイス等の年間実施予定件数
	件

3 省エネアドバイス等について

省エネアドバイス等の実施のタイミング (該当するすべての項目に☑印・その他は具体的に記入して下さい)			
定期検査・点検時		商品配達時	
検針時			
その他			
県が提供する配布物以外の配布物			

4 省エネアドバイザーの職種等について

職種(担当業務)	その職種の者を選定した理由
例: 営業担当、点検担当、事務職など	例: 県民(家庭)と接する機会が多い者を選んだ。など

5 県民からの問い合わせ等の対応について

対応の方法等について、具体的に記入してください。 例: 対応責任者が窓口となり、県民からの問い合わせ等に対応する。問い合わせ内容を記録し、すべての省エネアドバイザーに伝達する。

6 担当者について

家庭の省エネサポート事業の担当者について、記入してください。	
氏名(ふりがな)	
所属部署・役職	
電話番号	
FAX 番号	
Eメールアドレス	